石狩管内(札幌市を含む)、小樽市、旭川市 以外の

事業者の皆さまへのお願い

国による緊急事態宣言が延長され、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、道では、道内の飲食店等に対して営業時間短縮等の要請を継続することを決定しました。(※)

対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条

※なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。
変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

■要請期間　6月1日(火)から6月20日(日)まで

■対象施設

〔**飲 食 店**〕飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
〔**遊興施設**〕キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
〔**結婚式場**〕食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

■要請内容と支援金

営業時間は5時から20時まで
酒類の提供（※1）は11時から19時まで
業種別ガイドラインを遵守する
飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない

支援金(※2)	**●中小企業・個人事業者** **売上高に応じて2.5～7.5万円/日** **●大企業** **売上高の減少額に応じて最大20万円/日** ※支援金は、店舗ごとに支給します。

※1：利用者による酒類の店内持込を含みます。
※2：支援金の単価については、裏面をご覧ください

酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

支援金の申請について

支援金については、下記の予定です。
決まり次第、順次、ホームページに掲載いたします。

■受付開始（予定）
決まり次第お知らせします。

■支援金の単価

●中小企業・個人事業者
・2.5万円：1店舗1日当たりの売上高が83,333円以下
・2.5～7.5万円：1店舗1日当たりの売上高が
83,333円を超え250,000円以下(※)
・7.5万円：1店舗1日当たりの売上高が250,000円を超える
●大企業　1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて最大20万円

※令和元年又は令和２年６月の売上高÷30×0.3（千円未満は切り上げ）

■申請方法
電子申請・郵送にて受付予定。

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やＨＰの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

【参考】業種別ガイドライン(内閣官房のページ)https://corona.go.jp/prevention/

○令和３年度感染防止対策協力支援金に関するお問い合わせ

■ 専用ダイヤル

電話番号　011－350－7377（8:45～17:30,6月は土日も対応）

■ ホームページ
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm